

各位

会 社 名	株 式 会 社 メ タ プ ラ ネ ッ ト
代 表 者 名	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ (スタンダードコード: 3350)
問 合 せ 先	I R 部 長 中 川 美 貴
電 話 番 号	03-6772-3696

当社が2025年6月23日に発行した、EVO FUNDを割当先とする第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）に関する、2025年6月における月間行使状況について、以下のとおりお知らせいたします。

1	銘柄名	①株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権	②株式会社メタプラネット第 21 回新株予約権	③株式会社メタプラネット第 22 回新株予約権
2	2025 年 6 月 24 日から 対象月間の交付株式数	54, 000, 000 株	0 株	0 株
3	2025 年 6 月 24 日から 対象月間中に行使された新株予約権の数 及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	540, 000 個 (発行総数 1, 850, 000 個 に対する割合： 29. 19%)	0 個 (発行総数 1, 850, 000 個 に対する割合： 0 %)	0 個 (発行総数 1, 850, 000 個 に対する割合： 0 %)
4	2025 年 6 月 23 日時点 における未行使新株予約権数	1, 850, 000 個 (185, 000, 000 株)	1, 850, 000 個 (185, 000, 000 株)	1, 850, 000 個 (185, 000, 000 株)
5	対象月の月末時点に おける未行使新株予約権数	1, 310, 000 個 (131, 000, 000 株)	1, 850, 000 個 (185, 000, 000 株)	1, 850, 000 個 (185, 000, 000 株)

※発行総数に対する割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

①株式会社メタプラネット第20回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
6月24日 (火)	54,000,000	—	1,388	540,000
6月25日 (水)	—	—	1,649	—
6月26日 (木)	—	—	1,649	—
6月27日 (金)	—	—	—	—
6月30日 (月)	—	—	—	—

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		

6月24日（火）	—	—	1,388	—
6月25日（水）	—	—	1,665	—
6月26日（木）	—	—	1,665	—
6月27日（金）	—	—	—	—
6月30日（月）	—	—	—	—

③株式会社メタプラネット第22回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 （円）	行使された新株予 約権の個数（個）
	新株（株）	移転自己株式（株）		
6月24日（火）	—	—	1,388	—
6月25日（水）	—	—	1,682	—
6月26日（木）	—	—	1,682	—
6月27日（金）	—	—	—	—
6月30日（月）	—	—	—	—

7. 行使制限に関する状況（上場規程第434条に基づく行使制限の遵守状況）

① 全ての回数を合算した交付 株式数	② 発行の払込日時点における 上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率 （①/②）
54,000,000株	600,714,340株	8.99%

※行使制限に係る行使比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

各本新株予約権の行使価額は、2025年6月25日（水）に初回の修正が行われ、以後、3取引日が経過するごとに修正されます（以下、「修正日」といいます。）。

行使価額は、修正条項に基づき、修正日に先立つ連続する3取引日の各取引日（ただし終値が存在しない日を除きます。）における当社普通株式の普通取引終値の平均値に対し、第20回新株予約権については100%、第21回新株予約権については101%、第22回新株予約権については102%を乗じた金額の1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。ただし、当該金額が下限行使価額（777円）を下回る場合は、下限行使価額といたします。

なお、2025年6月30日（月）は、同年9月1日（月）に予定している当社臨時株主総会の基準日に該当いたします。この場合、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により、本新株予約権の行使ができない期間（基準日の1取引日前〔当日を含みます〕から当該基準日〔当日を含みます〕までの期間）においては、行使価額の修正は行われない旨、発行要項に規定されています。

そのため、2025年6月30日（月）には行使価額の修正は行われず、発行要項に基づき、当該基準日の2取引日後（当日を含みます）に該当する2025年7月2日（水）より、行使価額の修正が行われております。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年6月6日公表の「第三者割当による第20回乃至第22回新株予約権（行使価額修正条項付及び行使停止条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上